

ノ事業發生ノ場所 芝浦三田四圍は五ヶ條洋服店

三事業主側

名 稱 笠藤洋服店

店 主 笠藤倉治

資本金 六万円

企業系統

事業種類 洋服裁縫販賣

役員労働者 男二四名(内社長一名)

三労働者側

労働者加労働者数 男一一名(内社長)

労働者加者中組合加入者

労働労働組合ナシ

労働發生年月日 昭和六年十二月六日

五ヶ條發生原因

待遇改善要求ナシ拒絶セラレタルニ因ルモ裏面ニ於テ僅シ

ニ職工等ハ腹ニ徒勞ヲ使役煽動シ此ノ弊ニ出テシメ自己ノ待

遇ヲ改善セシトシタルニ依ル

六交渉状況

六日別記ハ、如キ要求書ヲ提出今日午後一特偵令店ニ於テ労働

者側徒勞高橋三以下三名ハ店主ト會見交渉シタルニ對シ

店主ハ不況ノ際断ツル要求エハ否シ難ク高橋等干渉シ無視シ

タル不當ノ行為ナリトシ徒勞關係ヲ断ツニ付キ即特選店又ハ

シト拒絶シタル爲徒勞等ハ三田四圍所ニ番地空家ヲ借賃ケ一

日令所ニ引揚ケ罷業ヲ決リシタル爲メ店主ハ之ニ狼狽シ翌七

日店主ヨリ労働者側ニ會見ヲ申込メ交渉シタル結果別記(四)

如キ條件ヲ以テ同滿解決シ八日朝ヨリ何シモ就業セリ

右日中(通)報修也